印章取扱規程

公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会において使用 する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び種類)

- 第2条 この規程の印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引 等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なもので あることを確認することを目的とし、印章の種類は次のとおりとする。
 - (1) 会長実印(代表理事の「代表理事の印」として印鑑登録済の印)
 - (2) 会長丸印 (銀行等金融機関届出の印)
 - (3) 協会角印(主として会費、研修会の請求、各種案内等に使用する印)

(印影)

第3条 印章は、次のとおりとする。



(作成等)

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、会長の承認を要するものとする。

(管理)

- 第5条 会長は、必要に応じて第2条に規定する印章を管理する者(以下「印章管理責任者」という)を指名することができる。
- 2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されることがないように、印章は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあっては、 これを施錠しておかなければならない。
- 3 印章管理責任者は、必要あると認めるときは、職員のうちから印章取扱者を指定することができる。
- 4 前項の印章取扱者を指定したときは、印章管理責任者は速やかに、会長にその旨を報告しなければならない。

(事故報告)

第6条 第2条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、 印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な 事項を会長に報告しなければならない。当該印章について、偽造、不正使 用等の事故があったときも、同様とする。 (使用)

- 第7条 印章の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて印 章管理者又は印章取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。
- 2 印章を押印するときは、印章使用簿に必要な事項を記入し、その使途を明瞭にしておかなければならない。

(査閲)

第8条 第2条第1号に定める会長実印については、会長は月に1度、印章使 用簿を査閲するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年1月13日から施行する。(平成28年1月13日理事会議決)